

社会福祉法人川之江施設協会役員及び職員の給与等に関する規程

昭和47年	7月	6日	規程第5号	昭和48年	1月	1日	一部改正
昭和48年	6月	13日	一部改正	昭和48年	10月	1日	一部改正
昭和49年	1月	8日	一部改正	昭和50年	1月	27日	一部改正
昭和51年	2月	23日	一部改正	昭和52年	2月	22日	一部改正
昭和53年	2月	22日	一部改正	昭和54年	2月	23日	一部改正
昭和55年	2月	13日	一部改正	昭和56年	2月	13日	一部改正
昭和57年	2月	5日	一部改正	昭和59年	2月	20日	一部改正
昭和59年	5月	30日	一部改正	昭和60年	3月	20日	一部改正
昭和60年	9月	2日	一部改正	昭和61年	3月	6日	一部改正
昭和62年	3月	6日	一部改正	昭和63年	3月	3日	一部改正
平成1年	3月	9日	一部改正	平成1年	9月	28日	一部改正
平成2年	3月	8日	一部改正	平成3年	3月	4日	一部改正
平成3年	3月	28日	一部改正	平成4年	3月	12日	一部改正
平成5年	3月	10日	一部改正	平成6年	2月	28日	一部改正
平成6年	5月	26日	一部改正	平成7年	9月	28日	一部改正
平成8年	3月	14日	一部改正	平成9年	3月	13日	一部改正
平成10年	3月	11日	一部改正	平成11年	3月	11日	一部改正
平成11年	5月	14日	一部改正	平成12年	3月	13日	一部改正
平成13年	3月	13日	一部改正	平成15年	1月	15日	一部改正
平成15年	11月	26日	一部改正	平成17年	4月	28日	一部改正
平成17年	11月	30日	一部改正	平成18年	3月	24日	一部改正
平成18年	4月	28日	一部改正	平成19年	3月	15日	一部改正
平成19年	12月	6日	一部改正	平成20年	3月	21日	一部改正
平成20年	12月	15日	一部改正	平成21年	3月	23日	一部改正
平成21年	5月	14日	一部改正	平成21年	12月	4日	一部改正
平成22年	12月	7日	一部改正	平成23年	12月	6日	一部改正
平成25年	5月	24日	一部改正	平成26年	12月	8日	一部改正
平成28年	12月	7日	一部改正	平成29年	5月	24日	一部改正
平成29年	12月	5日	一部改正				

(総則)

第1条 社会福祉法人川之江福祉施設協会（以下この規程中単に「当法人」という。）の役員及び職員の給与、報酬、旅費及び費用弁償については、この規程の定めるところによる。

（役員報酬及び費用弁償の支給）

第2条 当法人の役員に、別表第1に定めるところにより報酬又は費用弁償を支給する。

（給料及び手当の支給）

第2条の2 当法人の職員には、給料及び手当を支給する。

2 給料の額については、別表第2の号p給表により理事長が定める。

別表第1（第2条関係）

役員報酬又は費用弁償

役員名	報酬（費用弁償）額
理事長	日額 7,500円
理事・監事	日額 6,000円
評議員	日額 6,000円
評議員選任、解任委員	日額 6,000円